**平成29年４月１日**

資料１５－３

**大阪府営公園指定管理優良業務表彰方針**

**１．表彰の対象（表彰要領第４条関係）**

表彰の対象とする取組みは、個別評価項目で「Ｓ」評価を受けた取組みとする。ただし、財政的基盤を除くすべての個別評価項目で「Ｂ」又は「Ｃ」評価を受けた指定管理者は対象外とする。

**２．表彰の決定方法等（表彰要領第５条関係）**

（１）表彰の種類

対象期間において、最も優れた取組みを行った指定管理者に「知事賞」を授与することとし、そのほか優れた取組みを行った指定管理者に「特別賞」を授与することができる。なお、一の指定管理者が複数の取組みで受賞すること、及び指定管理期間中に重複して受賞することを妨げない。

（２） 表彰対象の審査

　 1) 当該年度の最終の評価委員会において、土木事務所が「１.表彰の対象」に該当する業務について、「取組みシート」などを活用して説明する。

　 2) 評価委員会は、表彰要領第４条各号のいずれかに該当する取組みか否かについて意見する。

　 3) 知事は、評価委員会の意見を参考にして表彰する取組みを決定する。

**３． 表彰の時期及び方法（表彰要領第６条関係）**

（１）表彰の時期

　　　 表彰の時期は、対象期間の翌年度の５月頃とする。

（２）表彰の方法

1) 表彰要領第６条に定める表彰状（知事賞・特別賞）を授与する。

2) 受賞者は受賞した取組みについて、表彰式の場においてプレゼンテーションを行う。

3) 評価委員会委員は、受賞した取組みについて講評する。

4) 大阪府は、表彰結果をホームページで公表するなど広く周知するよう努める。